

上場投資信託受益権に関する業務規程の一部改正について

1. 上場投資信託受益権に関する業務規程（平成 19 年 8 月 10 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（上場投資信託受益権の範囲） 第 8 条 （略） 2 前項の場合において、上場投資信託受益権は次に掲げる要件に該当するものをいう。 （1）・（2） （略） （3） <u>金融商品取引所への上場が承認されているもの</u></p>	<p>（上場投資信託受益権の範囲） 第 8 条 （略） 2 前項の場合において、上場投資信託受益権は次に掲げる要件に該当するものをいう。 （1）・（2） （略） （3） <u>金融商品取引所に上場されているもの</u></p>

2. 附 則

この改正規定は、平成 20 年 3 月 10 日から施行する。

以 上